



技術者継続教育（CPD）制度の概要

—技術者の多岐にわたる技術力の効果的な研鑽を支援するために—

【公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構】

2022.4.1

1. 目的

- 農業農村整備に携わる技術者にとって、発注者及び受注者責任を明確に果たしていく必要があります。その前提として、技術力の維持・向上が不可欠です。
- 技術の急速な進歩と経済活動のグローバル化が進む中で、学校教育から社会人教育にわたる一貫した技術者継続教育の制度化が各分野で進んでいます。
- 農業農村工学分野では、農業農村整備の多様化、技術領域の拡大、新たな国際化時代を担う技術者の育成のため、技術者継続教育機構(CPD 制度)を創設し、技術者の日常の研鑽を評価し、また支援しています。

2. 登録の対象となる団体等及び技術者

この制度の対象は、「農業農村整備に携わる団体等及び技術者」です。具体的には、国、都道府県はもとより、市町村、公団、都道府県土地連、土地改良区、民間コンサルタント、建設関係等の技術者を対象としています。

3. 制度の概要

- この制度は、技術者の技術力向上を支援するため、次の6項目の業務を行います。
 - ①継続教育に関する認定・評価
 - ②継続教育の情報提供
 - ③継続教育の記録及び管理
 - ④継続教育記録の証明
 - ⑤継続教育の実施
 - ⑥その他継続教育に関する事項

- この支援により、個人のみならず、各機関における組織としての技術力の向上を計画的に進めることができます。

4. 本制度の活用方法

- 民間企業（建設業や設計コンサルタント業）などの受注機関における技術力の評価・証明
 - 今後の業務では、技術力の評価が重視されることが予想され、従来の資格、実務経験に加え、日頃の技術研鑽の取組状況を評価項目に加えるようになってきています。
 - 技術者個人や組織としての計画的な技術力向上対策を図ることができます。
- 発注機関における技術力の評価・証明
 - どのような技術力を有する技術者が業務を担っているかを対外的に評価・証明する必要が想定されていますが、これへの活用が考えられます。
 - 技術者個人や組織としての計画的な技術力向上対策を図ることができます。
 - 技術的な業務の研鑽と継続教育の実績を活用することができます。

5. 推奨 CPD 単位数

- 本機構が推奨する CPD 単位数は年間 **50cpd** です。技術力向上には新たに研鑽する姿勢と努力が不可欠であり、公益社団法人 日本技術士会でも3年間で150単位を目標としていることから、当機構でも毎年50cpdの取得をお勧めしています。

6. 登録手続・利用料等

- 登録手続
農業農村工学会ホームページから機構の Web ページにアクセスし、Web 上から CPD 個人登録のお申し込みをしてください。
登録時には、初年度分の CPD 個人利用料と CPD 個人登録料 1,100 円の納付が必要です。

- CPD 利用料（税込） (2022年4月以降)
 - CPD 個人登録者： 年額 4,400 円
但し、農業農村工学会会員の場合 年額 2,750 円
同一の職場に CPD 個人登録者が 30 名以上いる場合、人数に応じて団体割引制度があります。
 - CPD 法人登録者：主催する研修等の年間延参加見込人数等により、また申請する研修会開催数で利用料が区分されています。

- 取得証明書の発行手数料：継続教育の認定・評価ポイントの証明書の発行申請には、1,650 円(税込)／件が必要です。

7. 継続教育記録の登録・申請

- 研鑽した記録を登録するには2つの方法があります。
 - (1) 「自動登録」
本機構が認定したプログラム(講習会等)への参加や、農業農村工学会の会員として「水土の知」購読、通信教育への解答による CPD 取得は「自動登録」となり自己申請は不要です。
 - (2) 「自己申請」(Web 申請)
上記以外の記録の登録は自己申請となります。容易に申請が出来、早期に登録結果の確認が出来る「Web 申請」をどうぞご利用下さい。

登録期間中の「取得ポイント」や「過年度における研鑽履歴のトレンド」「それをグラフ化した情報」等を Excel ファイルで提供する「CPD 技術者サポート票」無料ダウンロードサービスを行っています。是非ご利用ください。

公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構

〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館内

Tel : 03-5777-2098 Fax : 03-5777-2099

E-mail : kaiin@cpd.jsidre.or.jp

URL : <http://www.jsidre.or.jp/cpd/>